

消費者契約法施行令（平成 19 年 3 月 30 日政令第 107 号）

内閣は、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 13 条第 5 項第 1 号及び第 6 号イの規定に基づき、この政令を制定する。

（消費者契約法第 13 条第 5 項第 1 号の政令で定める法律）

第 1 条 消費者契約法（以下「法」という。）第 13 条第 5 項第 1 号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号）
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）
- 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- 四 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）
- 五 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
- 五の二 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）
- 六 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）
- 七 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）
- 八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和 24 年法律第 183 号）
- 九 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）
- 十 商品取引所法（昭和 25 年法律第 239 号）
- 十一 削除
- 十二 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）
- 十三 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）
- 十四 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）
- 十五 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）

- 十六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)
- 十七 割賦販売法 (昭和 36 年法律第 159 号)
- 十八 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号)
- 十九 積立式宅地建物販売業法 (昭和 46 年法律第 111 号)
- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和 50 年法律第 67 号)
- 二十一 特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号)
- 二十二 銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号)
- 二十三 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 (昭和 57 年法律第 65 号)
- 二十四 貸金業法 (昭和 58 年法律第 32 号)
- 二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (昭和 61 年法律第 62 号)
- 二十六 削除
- 二十七 削除
- 二十八 削除
- 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律 (平成 3 年法律第 66 号)
- 三十 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 (平成 4 年法律第 53 号)
- 三十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 52 号)
- 三十二 不動産特定共同事業法 (平成 6 年法律第 77 号)
- 三十三 保険業法 (平成 7 年法律第 105 号)
- 三十四 中心市街地の活性化に関する法律 (平成 10 年法律第 92 号)
- 三十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号)
- 三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年法律第 26 号)

三十七 農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）

三十八 信託業法（平成 16 年法律第 154 号）

三十九 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

四十 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）

（消費者契約法第 13 条第 5 項第 6 号イの政令で定める法律）

第 2 条 消費者契約法第 13 条第 5 項第 6 号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和 53 年法律第 101 号）とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第 3 条 消費者契約法第 48 条の 2 の政令で定める権限は、消費者契約法第 13 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項、第 34 条第 1 項及び第 3 項並びに第 35 条第 1 項及び第 4 項から第 7 項までの規定による権限とする。

附 則

この政令は、消費者契約法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 56 号）の施行の日（平成 19 年 6 月 7 日）から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 3 日政令第 233 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第 64 条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 8 月 3 日政令第 235 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（消費者契約法第 13 条第 5 項第 1 号及び第 6 号イの法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第 40 条 旧簡易生命保険法又は整備法第 2 条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成 12 年法律第 69 号）の規定（整備法附則第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第 100 条の規定による改正後の消費者契約法第 13 条第 5 項第 1 号及び第 6 号イの法律を定める政令第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 41 条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 11 月 7 日政令第 329 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成 19 年 12 月 19 日。以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第34条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月14日政令第373号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月19日政令第297号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日政令第304号)

この政令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月14日政令第217号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成21年9月1日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。